

食品営業許可制度が変わります

令和3年6月施行の改正食品衛生法により営業許可の対象業種が見直され、現行の34業種から32業種に再編されます。

32許可業種となります

令和3年6月1日施行

現行の
34許可業種

- | | |
|--|----------------|
| 1 飲食店営業 | 16 水産製品製造業※ |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 17 氷雪製造業 |
| 3 食肉販売業 | 18 液卵製造業※ |
| 4 魚介類販売業 | 19 食用油脂製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 |
| 6 集乳業 | 21 酒類製造業 |
| 7 乳処理業 | 22 豆腐製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 23 納豆製造業 |
| 9 食肉処理業 | 24 麺類製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 25 そうざい製造業 |
| 11 菓子製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 12 アイスクリーム類製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 13 乳製品製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 14 清涼飲料水製造業 | 29 漬物製造業※ |
| 15 食肉製品製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| | 31 食品の小分け業※ |
| | 32 添加物製造業 |

※新たに設けられた業種

主な変更点は、次のとおりです。

1 新設される業種

これまで許可が必要なかった業種で、許可が必要となります。

- ◆水産製品製造業(魚肉練り製造業を含む)
- ◆液卵製造業
- ◆漬物製造業
- ◆食品の小分け業

3 一部の業態が許可から届出に移行する業種

- ◆食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ◆魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)
- ◆コップ式自動販売機(屋内設置等、一定の要件を満たす場合)

5 再編する業種

- ◆密封包装食品製造業(密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰めその他の容器包装に密封された食品をいう。)であって常温で保存が可能なものを製造する営業)

2 許可から届出に移行する業種

- ◆乳類販売業
- ◆氷雪販売業
- ◆冷凍冷蔵倉庫業

4 統合し、1業種での対象食品を拡大する業種

- ◆飲食店営業(喫茶店営業を含む)
 - ◆菓子製造業(パン製造業・あん類製造業を含む)
 - ◆食用油脂製造業(マーガリン・ショートニング製造業を含む)
 - ◆複合型そうざい製造業※
 - ◆複合型冷凍食品製造業※
- ※ HACCPに基づく衛生管理を前提として、菓子、そうざい、めん類等、多品目への対応可

6 廃止される業種

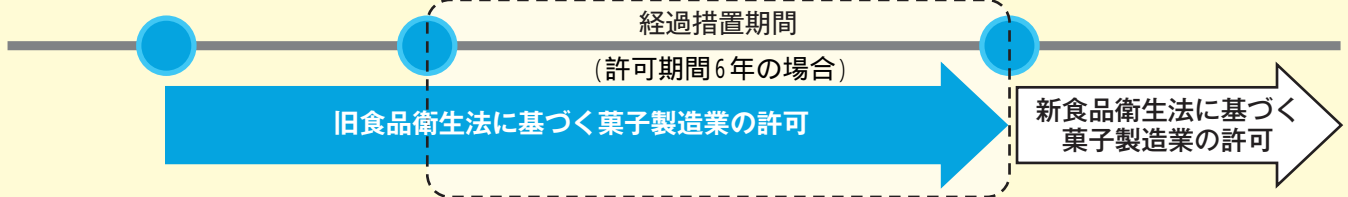
- ◆乳酸菌飲料製造業(乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業の許可で対応)
- ◆ソース類製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)
- ◆缶詰又は瓶詰食品製造業(密封包装食品製造業又は届出の対象)

既存の営業者においては、その営業許可の要否、営業許可の業種について、大きな変動が見込まれるため経過措置期間(裏面)が設けられます。

営業許可制度の見直し及び営業届出制度創設に伴う経過措置期間について

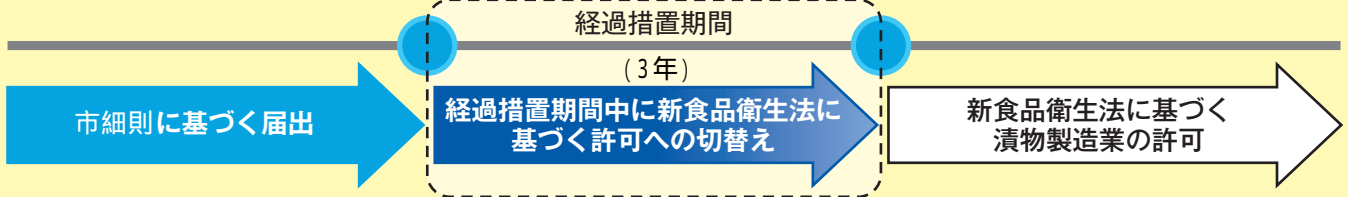
例1 既存許可業者で、菓子製造業の許可を令和3年5月1日に取得した場合

【許可取得日】 令和3年5月1日 【施行日】 令和3年6月1日 【許可有効期間終了】 令和9年5月31日



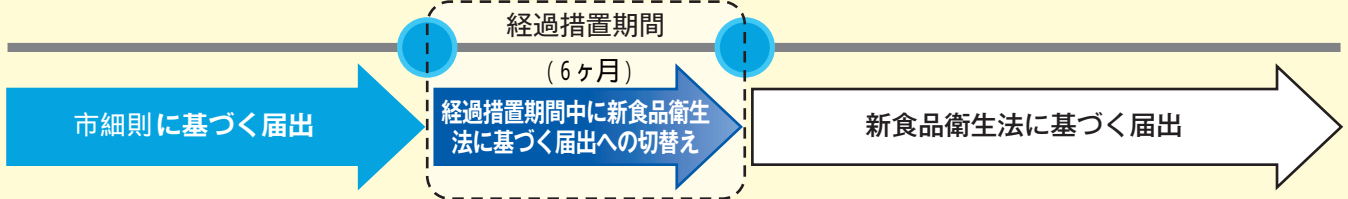
例2 既に営業していて、新たに許可業種となる漬物製造業の許可を取得する場合

【施行日】 令和3年6月1日 【経過措置期間終了】 令和6年5月31日



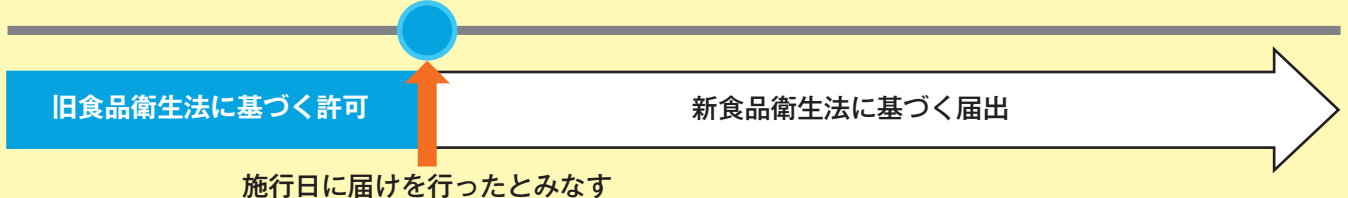
例3 新食品衛生法で届出となる営業を営んでいる場合（食品製造業等）

【施行日】 令和3年6月1日 【経過措置期間終了】 令和3年11月30日



例4 旧食品衛生法に基づく許可営業から、新食品衛生法に基づく届出営業となる場合

【施行日】 令和3年6月1日



営業届出制度について

食品衛生法の改正により、原則、全ての食品等事業者には、HACCPに沿った衛生管理の実施を求められることとなりました。営業許可業種以外の営業を営む事業者は、原則として、**全ての者が営業届出の対象となりますが**、次の「公衆衛生に与える影響が少ない営業」については、**届出対象外**となります。

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）
- 3 容器包装に入れられ、又は包まれた食品又は添加物のうち、常温保存が可能なものの販売をする営業
- 4 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業
- 5 器具又は容器包装の輸入業又は販売業

【問い合わせ先】



鹿児島市保健所生活衛生課食品衛生係

099-803-6885



マグマシティ
鹿児島市